



ホクネット通信

内閣総理大臣認定適格消費者団体・特定適格消費者団体
特定非営利活動法人

■発行者: 松久 三四彦 ■編集者: 原 琢磨

ホームページを一新

* 9月27日から、ロゴマークも作成



消費者支援ネット北海道（ホクネット）のホームページが9月27日、6年ぶりに新しくなります。

従来のホームページは2017年8月に開設し、消費者被害情報の収集や被害防止の情報発信などに役立ててきました。その後21年10月に全国で4番目の特定適格消費者団体に認定されたことを受け、より多くの情報を迅速にわかりやすく発信するために、このたび日本郵便年賀寄付金の助成を得て、デザインを一新します。

新しいホームページは、グリーンを基調にした親しみのあるデザインです。どなたにも見やすいように文字の色に配慮してサイズを大きめにし、これまで不十分だったスマートフォンでも閲覧しやすい構成、配置となります。

併せて、ホクネットのロゴマーク=下=を作成しました。北海道の形と盾、人の顔をデザイン化したロゴは、消費者に寄り添ってその権利を守ることを表現しています。今後も、消費者トラブル情報の提供など、皆さまのご協力とご支援をお願いいたします。



この号の主な内容

- ホクネットサイトを一新
- 悪質商法110番の特設電話決まる
- 11月に悪質商法・特商法の交流集会開催
- 特商法改正求める意見書、8市町議会で可決
- 除排雪業者5社、脱毛エステ1社と協議終了

悪質商法110番は ☎ 011-522-8468へ

* 9月30日10:00~16:00開設(当日のみ)

ホクネットが9月30日に開設する「悪質商法110番」の特設電話の番号が「011-522-8468」と決まりました。当日午前10時から午後4時まで、札幌市中央区のホクネット事務局で会員の弁護士ら専門家が交代で対応し、被害情報の提供を受け付けます。

消費者庁からの補助金事業の一環。最近、若者の被害が目立つエステ・美容整形を中心としたトラブルや、高額な副収入をかたる副業・情報教材のトラブルについて、広く情報を求め、今後の活動に役立てる狙いです。

なお通報者に対して助言を行います。事業者との交渉などのあっせんは行いません。提供された情報などの概要はホームページで公表します。

悪質商法 110 番
011-522-8468
9月30日開設
(当日のみ)

11/20に悪質商法と特商法の交流集会

* ホクネットと札幌弁護士会、札幌で

ホクネットでは、札幌弁護士会との共催で、11月20日、札幌で「悪質商法対策・特定商取引法（特商法）改正実現のための交流集会」を開催します。悪質商法対策に取り組む各方面の関係者が集って情報交換を図り、同時に近年の消費者トラブルの多くに関係する特商法の改正実現に向けて連携を強化する機会とするものです。

悪質商法への対策は、消費生活センターなどの消費者行政、弁護士会・司法書士会などの法律家団体、個人としての弁護士・司法書士などの専門職、適格消費者団体・特定適格消費者団体などが、それぞれの立場から被害防止や救済に取り組んでいます。しかし関係者間の情報交換などは十分とはいえない状況です。新たな商取引や決済手段が次々登場する昨今は、消費者トラブルも複雑化し被害回復が困難なケースが増えており、最新の手法や対処方法を関係者同士が情報交換することで、効果的な対処につながると考えられます。

また特商法の見直しも、消費者被害対応の課題の一つです。2022年版消費者白書によると、全国の消費者相談の54.7%が特商法の対象分野関連でした。特商法は2016年の改正時に「施行後5年を経過した場合に見直す」と定められ、2022年12月31日で5年が経過しています。被害の実情を踏まえた特商法の、早期の改正が望まれます。

交流集会の開催概要は次の通りです。Zoom参加も可能です。申し込み締め切りは11月13日です。（この交流集会は、ホクネットが行う消費者庁補助事業の一つでもあります）

■ オンライン参加も可能
■ 申し込みは11月13日まで
FAXまたはメールで

悪質商法対策・特定商取引法改正実現のための交流集会

（略称：悪質商法・特商法の交流集会）

- 日時：2023年11月20日(月)午後6時～8時
- 会場：TKP ホワイトビルカンファレンスセンター ホール2B
（札幌市中央区北4西7-1-5 NCO 札幌ホワイトビル2階）

- <対象> 消費生活相談員、弁護士、司法書士、行政・消費者団体関係者など消費者被害防止・救済に取り組む方（これ以外の方は参加できません）
- <参加料> 無料。事前申し込みが必要（11月13日締め切り）
- <申込方法> FAXまたはメールに①～⑤を記入しホクネットに送付してください
①11/20参加希望 ②氏名 ③所属団体 ④会場・Zoomのどちらで参加するか
④メールアドレス（Zoom参加の場合は必須） ⑤電話番号

FAX: 011-221-5887

E-mail: info_hokkaido@hocnet1222.jp

特商法改正求める意見書 道内8市町議会可決

ホクネットは北海道消費者協会、北海道生活協同組合連合会、北海道弁護士会連合会と連名で、道議会と道内市町村議会に対し、特定商取引法の抜本的改正を国に求める意見書を採択するよう要請していましたが、これまでに8市町議会が意見書を可決しました。一方、道議会は本年度第2回定例会（7月14日閉会）では委員会発議に至らず、採択は見送られました。ホクネットなど4団体は、今後の対応を検討しています。

「特商法の抜本的改正を求める全国連絡会」によると、全国ではこれまでに6府県議会と60以上の市町村議会が法改正を求める意見書を可決しています。このうち道内では、釧路市、苫小牧市、北広島市、滝川市、美幌町、浦幌町、東神楽町、中標津町の8市町議会が可決するなど、運動は着実に成果を挙げています。

特商法は訪問販売、電話勧誘販売、通信販売、連鎖販売取引（マルチ取引）など、消費者トラブルの多い特定の取引類型を対象に、事業者への規制や民事ルールなどを定めた法律です。2016年に改正されましたが、施行後5年を経過したときに必要があれば見直すことが附則で定められています。

全国の消費者団体は法改正による具体的な獲得目標として、①訪問販売や電話勧誘販売について、消費者があらかじめ拒絶の意思を表明した場合には勧誘してはならない制度とし、事業者の登録制を導入する。②SNSなどインターネットを通じた通信販売の勧誘等について行政規制を強化し、クーリング・オフ等を認める。また、権利を侵害された者がSNS事業者等に対し、相手方事業者等を特定する情報の開示を請求できる制度を導入する。③連鎖販売取引について、国による登録・確認等の開業規制を導入するなど規制を強化する一の3点を掲げて運動を展開しています。

●意見書可決の議会

釧路市
苫小牧市
北広島市
滝川市
美幌町
浦幌町
東神楽町
中標津町

除排雪事業5社との協議終了

ホクネットは2022年5月以降、除排雪事業者の有限会社オンザロード、丸福産業株式会社、株式会社スノーメディア、KTM Dream Factory合同会社、優翔株式会社の5社（いずれも札幌市）に対し、未実施分の除排雪代金を消費者に返金することなどを求める申入れを行いました。今年8月までに協議を終了しました。

申入れに対し、事業者はこれまで無回答だったり、返金を拒絶したりしていますが、今年1月から3月の冬期間には新たな問題事案の情報提供がなく、各事業者が再発防止策をとるなど、申入れによる一定の改善効果があったと考えられるため、今回の協議は終了しました。

●情報をお寄せください

☎011-221-5884

（平日 10:00~16:00）

「購入契約を解約したが、返金してもらえない」「悪質商法かもしれない」など、消費者被害に関する情報をお寄せください。情報を精査して問題ある企業には是正を申し入れるなど対応します。※個別の助言は行っていません。

脱毛エステのヴィエリスとの協議終了

ホクネットは2022年6月、脱毛エステ事業者の株式会社ヴィエリスに対し、解約した消費者への精算金の支払いを求める申入れを行い、協議してきましたが、今年8月までに協議を終了しました。同社は現時点で事業を行っておらず、本社とされる事務所も実態がないことが判明し、共通義務確認訴訟を提訴しても多数の消費者に生じた被害を解決することが不可能であると判断したためです。

「ホクネット通信」も新デザイン

* A4サイズでプリントしやすく

ホクネットのホームページ新に合わせて「ホクネット通信」も、この第84号からリニューアルしました。

題字デザインをはじめ、見出しのスタイルなど基本的な構成をすべて見直し、より読みやすく分かりやすい紙面を目指しました。これまではA3サイズで二つ折りスタイルを想定したレイアウト

でしたが、今号からはA4サイズの印刷でお読みになれます。また、設定によりご希望のページだけの印刷も可能です。

今回のリニューアルを機に、重要なニュースの際は定期発行にこだわらず、随時発行することも考えています。

今後とも消費者支援の情報源の一つとしてご愛読ください。

編集後記

朝、ホクネット事務局に遅刻しそうで、道を急ぎました。前をゆっくり歩く高齢の男性を追い抜き、角を曲がってすぐのバス停に到着▼時刻表を確認し列に並ぼうと向きを変えたら、背中のリュックをだれかがつかみます。さっき私が追い抜いた男性が怖い顔で「邪魔なんだよ」と乱暴に言い放ち、通り過ぎていきました▼これ、悪いのは私です。男性から見れば、自分が歩いていく目の前にリュックが急に現れたのです。進路妨害。しかも男性は膝が悪そうで、慎重に歩いていました。転ぶ、と思ったかもしれません▼私の不注意です。アツと思ってすぐに謝りました。でもきっと他の人には「乱暴な口をきくおじいさんだ」としか見えなかったでしょう▼周囲の印象だけでは真実に届かない。オモテの顔だけで善悪はわからない▼消費者被害情報にも通じるなあ。しっかり話を聞かなきゃ。(渡辺)



消費者支援ネット北海道(ホクネット)

内閣総理大臣認定適格消費者団体・特定適格消費者団体 特定非営利活動法人

〒060-0004 札幌市中央区北4条西12丁目1-55 ほくろうビル3階
電話番号: 011-221-5884 FAX 番号: 011-221-5887
電子メール: info_hokkaido@hocnet1222.jp